

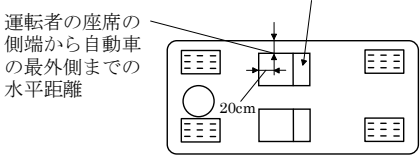


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-04 の 5.（5.3.6.及び 5.3.7.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 ② 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車 ④ 二輪自動車 ⑤ 側車付二輪自動車 ⑥ 三輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <div style="text-align: center;">  <p>【表示】</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体 ④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 13 項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる全ての事項に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの 	<p>8-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-31-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 ② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車 ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車 ④ 二輪自動車 ⑤ 側車付二輪自動車 ⑥ 三輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 10 項関係）</p> <div style="text-align: center;">  <p>【表示】</p> </div>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(参考図)</p> <p>運転者の座席 (シートスライドは中間の位置)</p>  <p>運転者の座席の側端から自動車の最外側までの水平距離</p> <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</p> <p>② FMVSS 214 に適合するもの</p> <p>7-31-2 欠番</p> <p>7-31-3 欠番</p> <p>7-31-4 適用関係の整理</p> <p>[自動車との側面衝突の適用除外]</p> <p>(1) 平成12年8月31日(輸入自動車にあっては平成15年9月30日)以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、7-31-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第2項第6号関係)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用①]</p> <p>(2) 平成15年9月30日以前に製作された自動車(輸入自動車を除く。)については、7-31-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第1号及び第6項関係)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用②]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-31-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第6項関係)</p> <p>① 平成16年7月15日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成16年7月16日以降に製作された平成16年7月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車(平成28年6月23日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用③]</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-31-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第8項関係)</p> <p>① 平成19年8月11日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成19年8月12日から平成23年8月11日までに製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</p> <p>イ 平成19年8月12日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</p>	<p>8-31-2 欠番</p> <p>8-31-3 欠番</p> <p>8-31-4 適用関係の整理</p> <p>[自動車との側面衝突の適用除外]</p> <p>(1) 平成12年8月31日(輸入自動車にあっては平成15年9月30日)以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、8-31-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第2項第6号関係)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用①]</p> <p>(2) 平成15年9月30日以前に製作された自動車(輸入自動車を除く。)については、8-31-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第1号及び第6項関係)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用②]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、8-31-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第6項関係)</p> <p>① 平成16年7月15日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成16年7月16日以降に製作された平成16年7月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車(平成28年6月23日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用③]</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、8-31-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第8項関係)</p> <p>① 平成19年8月11日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成19年8月12日から平成23年8月11日までに製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</p> <p>イ 平成19年8月12日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>[自動車との側面衝突の旧基準適用④]</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、7-31-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 17 項及び第 18 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車 (平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>② 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車 (平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>[自動車との側面衝突 : UN R95-03-S2]</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-31-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 21 項関係)</p> <p>① 平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</p> <p>イ 平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(7) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-31-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 32 項関係)</p> <p>[UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、7-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 38 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であ</p>	<p>[自動車との側面衝突の旧基準適用④]</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、8-31-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 17 項及び第 18 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車 (平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>② 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車 (平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>[自動車との側面衝突 : UN R95-03-S2]</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、8-31-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 21 項関係)</p> <p>① 平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</p> <p>イ 平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(7) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-31-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 32 項関係)</p> <p>[UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、8-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 38 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であ</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)												
<p style="text-align: center;">るもの</p> <p style="text-align: center;">ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R4. 7. 4</td> <td style="text-align: center;">R6. 7. 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【自動車との側面衝突の適用除外】</p> <p>7-31-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 15 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 15 条第 2 項 6 号関係）</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用①】</p> <p>7-31-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係）</p> <p>7-31-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 18 の 2「側面衝突時の乗員保護の技術基準」、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 11 人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 2.8t を超えるもの ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 三輪自動車 ⑧ 大型特殊自動車 ⑨ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑩ 被牽引自動車 <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その側面からの衝撃</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4	<p style="text-align: center;">るもの</p> <p style="text-align: center;">ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R4. 7. 4</td> <td style="text-align: center;">R6. 7. 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-31-5 従前規定の適用①</p> <p>7-31-5 の規定を適用する。</p> <p>8-31-6 従前規定の適用②</p> <p>7-31-6 の規定を適用する。</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4											
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4											


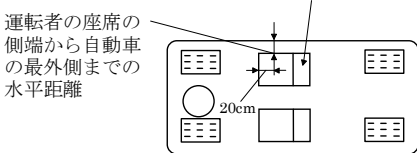
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② UN R95 に適合する車枠及び車体</p> <p>③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1 (3) の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用②】</p> <p>7-31-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第6項関係)</p> <p>① 平成16年7月15日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成16年7月16日以降に製作された平成16年7月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車(平成28年6月23日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。)</p> <p>7-31-7-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成16年4月23日付け国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 三輪自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② UN R95 に適合する車枠及び車体</p>	<p>8-31-7 従前規定の適用③</p> <p>7-31-7 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1 (3) の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用③】</p> <p>7-31-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第8項関係）</p> <p>① 平成19年8月11日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成19年8月12日から平成23年8月11日までに製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</p> <p>イ 平成19年8月12日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</p> <p>7-31-8-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 三輪自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② UN R95に適合する車枠及び車体</p> <p>③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p>	<p>8-31-8 従前規定の適用④</p> <p>7-31-8の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1 (3) の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用④】</p> <p>7-31-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第17項及び第18項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>7-31-9-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 三輪自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② UN R95 に適合する車枠及び車体</p> <p>③ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)</p> <p>により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1 (3) の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突：UN R95-03-S2 適用】</p> <p>7-31-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい(適用関係告示第15条第21項関係)</p> <p>① 平成27年8月12日以前に製作された自動車</p>	<p>8-31-9 従前規定の適用⑤</p> <p>7-31-9 の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突：UN R95-03-S2】</p> <p>8-31-10 従前規定の適用⑥</p> <p>7-31-10 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</p> <p>イ 平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>7-31-10-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S2 の 5.（5.3.6.を除く。）に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-31-1 (1) ①に同じ。</p> <p>② 7-31-1 (1) ②に同じ。</p> <p>③ 7-31-1 (1) ③に同じ。</p> <p>④ 7-31-1 (1) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-31-1 (1) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-31-1 (1) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-31-1 (1) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-31-1 (1) ⑧に同じ。</p> <p>⑨ 7-31-1 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-31-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-31-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-31-1 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-31-1 (2) ④に同じ。</p> <p>(3) 7-31-1 (3) に同じ。</p> <p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-31-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）</p> <p>7-31-11-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-31-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-31-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-31-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-31-1 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-31-1 (2) ④に同じ。</p> <p>(3) 7-31-1 (3) に同じ。</p> <p>【UN R95-03-S7 適用】</p> <p>7-31-12 従前規定の適用⑧</p>	<p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>8-31-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）</p> <p>8-31-11-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 8-31-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 10 項関係）</p> <p>【UN R95-03-S7 適用】</p> <p>8-31-12 従前規定の適用⑧</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
<p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第38項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" data-bbox="172 1151 778 1261"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R4.7.4</td> <td>R6.7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-31-12-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S7の5.(5.3.6.及び5.3.7.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 三輪自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のテルテー</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4.7.4	R6.7.4	<p>7-31-12の規定を適用する。</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R4.7.4	R6.7.4					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>【表示】 </p> <p>① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</p> <p>① 次に掲げる全ての事項に該当するもの</p> <p>ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの (参考図)</p> <p style="text-align: center;">運転者の座席(シートスライドは中間の位置)</p>  <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</p> <p>② FMVSS 214 に適合するもの</p>	